

特集／拡大するEUの現状と課題

「労働関係から見たEU」早分かり

宮前 忠夫

I. 欧州連合・欧州共同体とその機構

1. EUの歩みのあらまし

現在の欧州連合(The European Union, EU、「欧州同盟」と訳される場合もある)は、経済と社会の進歩を促進するために結束した欧州の25の加盟国から成り立っている。公用言語は20で、会議などの通訳・翻訳は最大380通りとなる。本稿では英語表記のみを、必要最小限の原語と略称について、併記する。

EUに至る歴史を概観すれば次のとおり。まず、世界平和確立の要としてのヨーロッパを建設する礎石として、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSG)が1951年締結されたパリ条約(資料1)によって創設され、それに続いて欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(ユーラトム)が1957年のローマ条約によって設立された。

次いで、1986年の単一欧州議定書の下で、3つの共同体はすべての域内国境を徐々に廃止し、ついには単一市場を完成させた。そして、1992年にオランダのマーストリヒトで調印され93年

に発効した欧州連合条約(マーストリヒト条約)によって、欧州(諸)共同体(3つの共同体の総称で、複数形The European Communities) —とりわけ、欧州共同体(EC)—を軸としつつ、特定分野(①共通外交・安全保障政策、②刑事問題に関する司法協力)での政府間協力、および、経済通貨同盟設定をめざして欧州連合を誕生させた。なお、ECSG条約は、同条約の規定にもとづき、設立後50年を迎えた2002年7月に失効した(資料2)。

欧州通貨同盟(EMU)は1990年発足し、1999年1月には、12カ国の参加で経済通貨同盟(統一通貨ユーロ)の発足に続き、2002年1月からはユーロ現金も流通し始めた。

現行のEU設立に関する基本条約(以下、EU基本条約〔注〕)は、初のEU条約である上記マーストリヒト条約、および、その改定条約であるアムステルダム条約を経ての、改訂条約であるニース条約(2000年12月合意、2001年2月調印、2003年2月発効)である。ニース条約のもとで、EUは2004年5月、新たに10カ国を迎

資料1 世界とヨーロッパの平和をめざして発足——欧州石炭鉄鋼共同体条約(1951年4月18日調印、1952年7月23日発効) 前文からの抜粋

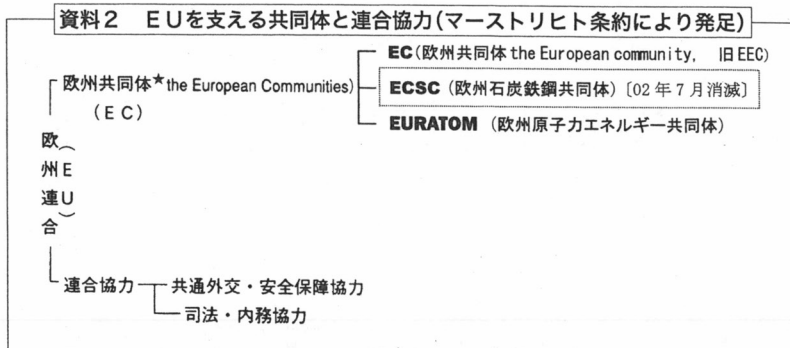
世界平和は、それを脅かす危険に対抗できる創造的努力によってのみ、保全されることを考慮し、組織化されかつ生氣発刺たるヨーロッパが文明に対して行うことのできる貢献は、平和な関係の維持に不可欠であることを確信し、ヨーロッパは、現実の連帯をまず第一に創造する具体的実践と、経済発展の共同の基盤の確立とによってのみ、建設されるものであることを認識し、

上記の諸国〔＝ドイツ連邦共和国など6カ国〕の基幹的生産の拡大により、生活水準の向上と平和的事業の進展とに寄与することを希求し、

歴史上存在してきた敵対に代えるに、諸国の本質的利害関係の融合をもってし、経済共同体の設立により、多年血なまぐさい対立により離間していた諸国民の間に、一層広く一層深い共同体の最初の礎石を据え、かつ将来の共通の運命を方向づけることのできる制度の基礎を築くことを決意し、

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体を創設することを決定し、〔以下省略〕

資料2 EUを支える共同体と連合協力(マーストリヒト条約により発足)



★ EU (欧州連合) はマーストリヒト条約 (1993年11月1日発効) にもとづいて、それまで通称「EC」とよばれていた欧州 (諸) 共同体 (the European Communities) が発展・転化したものである。この欧州 (諸) 共同体は三つの共同体 (欧州経済共同体=EEC、欧州石炭鉄鋼共同体=ECS、欧州原子力エネルギー共同体=EURATOM) の総称としての名称であるため複数形 Communities) である。しかし、マーストリヒト条約は上記三つの共同体のうち、EEC (the European Economic Community) の名称をEC (the European Community) に変更した。本稿中で共同体 (the Community) と呼んでいるのはこの単数形のECである。なお、ECSは条約期限50年を経て、2002年7月、消滅した。

資料3 EU拡大のあゆみ

(既加盟国の総計または平均を 100 として比較)

年	加 盟 国	総人口の 増加(%)	GDP総計 の増加(%)	新加盟国平 均一人当た りGDP(%)
1952	欧州石油鉄鋼共同体(ECSC)設立[ECSCは条約期限50年経過の2002年消滅] ベルギー、フランス、(西)ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ			
1958	欧州経済共同体(EEC)発足(ローマ条約発効)			
1967	欧州共同体(EC)に発展			
1973	イギリス、デンマーク、アイルランド	33.4	31.9	95.5
1981	ギリシャ	3.7	1.8	48.4
1986	ポルトガル、スペイン	17.8	11.0	52.2
1993	EU(欧州連合)に発展(マーヒストリヒト条約)			
1995	オーストリア、フィンランド、スウェーデン	6.3	6.5	103.6
2004	キプロス(ギリシャ系)、チェコ、エストニア、 ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、 ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア	19.6	9.1	46.5

資料出所: EU 統計局などの資料による ・統計は 2003 年分

え入れ、25ヵ国体制となった（以上のEC・EUの歩みのあらましをまとめたものが資料3である）。

(注)「E U基本条約」は、欧州連合条約、欧州共同体設立条約をはじめ、関連議定書、宣言などを含む総称であるが、本稿では便宜上、欧州共同体設立条約のみを指す用語として用いる。

2. EUの機構と機関

EUは本節末尾に掲げる諸機関によって運営されている。EUの機構は行政、立法、司法の

3権分立で、行政を欧州委員会が、立法を欧州議会が、司法を欧州司法裁判所が受け持っている。さらにEUの財政管理を監査する会計監査院、経済・社会的な利益を代表するいくつかの諮問機関、単一通貨ユーロを発行し管理する欧州中央銀行、そしてEUの資金調達・投資を円滑に進める欧州投資銀行などがある。EUの最高意思決定機関は欧州理事会（EU首脳会議、いわゆる「EUサミット」）である。

E Uの機関

- ①欧州委員会
- ②欧州議会
- ③欧州理事会
- ④欧州連合理事会（閣僚理事会）
- ⑤欧州司法裁判所と第一審裁判所
- ⑥欧州会計監査院
- ⑦経済社会評議会
- ⑧地域委員会
- ⑨欧州投資銀行
- ⑩欧州中央銀行

3. E Uの各機関の役割

①欧州議会（European Parliament）

25ヵ国の約4億5,400万人の欧州市民を代表する欧州議会の主要な役割は、E Uの政策を展開するために様々な発案をすることである。フランスのストラスブールを拠点とする欧州議会は、諮問の機関から出発したが、次第に権限が強化され、現在では、特定分野の立法における欧州連合理事会との共同決定権、E U予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権などを持っている。欧州議会の議員は加盟各国を1つの選挙区として直接選挙（選挙方式は各国の制度による）により選ばれる。任期は5年。直近選挙は2004年6月に行われた。

欧州議会の議員数は15ヵ国体制当時は626人（規定上の上限は700人）であったが、2004年5月からは新規加盟10国からの議員162人が加わったが、ニース条約の規定により、次期任期（2004～2009年）については732人で選挙が行われた。定員は各国の人口に配慮しつつ、人口の少ない国の政治的意見も適度に反映されるよう、資料4の通り配分されている。

② 欧州委員会

欧州委員会はE Uの行政執行機関（一国に例えれば、政府に相当する）であり、E Uの機構において唯一、法案を提出する権限を持つ機関

である。また、新たなE U法採択に至るあらゆる段階でその影響力を行使している。

欧州委員会はE Uの諸条約を施行するための規則を発令し、E U予算の歳出を管理している。欧州委員会は加盟国を条約違反で提訴したり、E Uの競争ルール違反があった場合、企業や個人に罰金を科したりする権限も持っている。

欧州委員会は各加盟国から1人任命される計25人の委員で構成される。委員と委員会の任期は5年間。

加盟諸国は欧州委員会委員長を任命する前に欧州議会に諮問することになっており、また、欧州委員会委員の正式任命の前に、欧州議会の一括承認を得なくてはならない。現委員長はポルトガル出身のジョゼ・マヌエル・バローゾ氏である。

欧州委員会の委員は任務遂行にあたって、出身国政府の意向にいささかも左右されてはなら

資料4 E U加盟国および新規加盟予定国の欧州議会議員数

国名	1999～2004 年	2004～2007 年	2007～2009 年
ベルギー	25	24	24
* ブルガリア	-	-	18
* キプロス	-	6	6
* チェコ	-	24	24
デンマーク	16	14	14
ドイツ	99	99	99
ギリシャ	25	24	24
スペイン	64	54	54
* エストニア	-	6	6
フランス	87	78	78
* ハンガリー	-	24	24
アイルランド	15	13	13
イタリア	87	78	78
* ラトビア	-	9	9
* リトアニア	-	13	13
ルクセンブルグ	6	6	6
* マルタ	-	5	5
オランダ	31	27	27
オーストリア	21	18	18
* ポーランド	-	54	54
ポルトガル	25	24	24
* ルーマニア	-	-	36
* スロバキア	-	14	14
* スロベニア	-	7	7
フィンランド	16	14	14
スウェーデン	22	19	19
英国	87	78	78
計(最高)	826	732	786

注) 国名の順番は自国語表記におけるアルファベット順。

* 2004年5月1日より新規加盟した10ヵ国

※2007年に加盟予定の候補国

資料出所：欧州委員会

特集・拡大するEUの現状と課題

ず、EUの利益のためにのみ行動することを義務づけられている。欧州委員会の委員はそれぞれ一つ以上の政策領域に関して責任分野をもつが、それぞれの決定に関して連帯責任を負っている。

労働問題を担当する部局は「雇用・社会的問題・機会均等総局」であり、担当欧州委員はヴラジミール・シュピドゥラ氏（チェコ前首相）である（資料5の枠で囲った太字部分）。

③ 欧州理事会 (The European Council)

欧州理事会はEUにおける政治レベルの最高意思決定機関であり、一般にはEU首脳会議あるいはEUサミットと呼ばれている。加盟国の首脳と欧州委員会委員長で構成され、欧州連合理事会議長国（半年任期の輪番制）の首脳が議長を務める。

年に最低2回（通常は、特別会議を含めて年4回）の会議を開き、一般的政治方針を策定することによりEUの指針を決定し、活動を促進する。

④ 欧州連合理事会

(The Council of the European Union)

欧州連合理事会は各加盟国を代表する各分野の閣僚によって構成されるEUの主たる意思決定機関で、一般には欧州閣僚理事会と呼ばれている。閣僚理事会の会議は「全般的問題・対外関係」理事会会議、「司法・内政」理事会会議、「農業・漁業」理事会会議など分野別に9種類開催され、議題に応じて異なる閣僚が出席する（欧州連合理事会としては単一の機構であり、9種類の会議は「分科会」的な位置を占める。英語表記もThe Council of the European Unionと単数扱いである）。

加盟国は半年ごと（1月～6月、7月～12月）に交代で議長国を務める（2005年前半はルクセンブルク、後半はイギリス）。なお、閣僚理事会の議事の準備は、加盟国のEU大使によって構

成される常駐代表委員会（COREPER）が行う。閣僚理事会の指示に沿って、主に委員会や作業部会を設けて具体的な準備にあたる。

2000年12月にフランスのニースで開催された首脳会議で、閣僚理事会における意思決定方式に関して、各加盟国が拒否権を放棄して特定多数決制を適用する分野を定め、各国投票権の票数分配が協議された。

投票権の票数は資料6の通りで、各国の人口に比例した定数が割り当てられている。特定多数決での可決には321票中の232票が必要とされるほか、賛成国の合計人口がEU全体の62%に達することが必要。62%に達しない場合は決議は可決されない。このため、EU人口の20%以上を占めるドイツなどが反対に回った場合、提案が拒否される公算が強く、実質的に「大国」の比重が強まることになる。特定多数決制を導入する分野は29にのぼるが、税制（間接税および法人税）、社会保障、入国管理・難民問題などは対象外である。

⑤ 欧州司法裁判所・第一審裁判所

欧州裁判所はEU法の解釈を行う欧州連合の最高裁であり、25人の裁判官（各加盟国より1人ずつ任命）、および、これを補佐する法務官8人から成る。法廷での効率を考慮して11人の裁判官で構成する「大法廷」として裁判を進めることができる。

憲法裁判所、国際裁判所、行政裁判所、労働・普通裁判所としての機能を併せ持っている。加盟国の国内裁判所で提起されたEU法上の問題について、「先行判決」を下す制度をもつ。また、事実審理を中心的に行う第一審裁判所が1990年に設置された。在ルクセンブルク。なお、欧州人権条約にもとづいて設置されている欧州人権裁判所（在ストラスブール）とは別の機関である。

資料5 欧州委員会の部局構成

日本語訳名（非公式・仮訳）	英語名
総合サービス部門	GENERAL SERVICES
統計局（ユーロスタット）	Eurostat
報道・コミュニケーション局	Press and Communication Service
出版局	Publications Office
事務総局	Secretariat General
政策部門	POLICIES
農業・農村開発総局	Agriculture and Rural Development DG
競争総局	Competition DG
経済・金融総局	Economic and Financial Affairs DG
教育・文化総局	Education and Culture DG
雇用・社会的問題・機会均等総局	Employment, Social Affairs and Equal Opportunities DG
運輸・エネルギー総局	Transport and Energy DG
企業・産業総局	Enterprise and Industry DG
環境総局	Environment DG
漁業・海事総局	Fisheries and Maritime Affairs DG
保健・消費者保護総局	Health and Consumer Protection DG
情報社会総局	Information Society DG
域内市場・サービス産業総局	Internal Market and Services DG
共同研究センター	Joint Research Centre
司法・自由・安全務総局	Justice, Freedom and Security DG
地域政策総局	Regional Policy DG
研究総局	Research DG
税制・関税同盟総局	Taxation and Customs Union DG
対外関係部門	EXTERNAL RELATIONS
欧州援助協力局	Europe Aid Co-operation Office
開発総局	Development DG
拡大総局	Enlargement DG
対外関係総局	External Relations DG
人道援助局	Humanitarian Aid Office (ECHO)
通商総局	Trade DG
対内サービス部門	INTERNAL RELATIONS
予算総局	Budget DG
欧州不正対策局	European Anti-Fraud Office
共同・通訳会議業務局	Joint Interpreting and Conference Service
法務局	Legal Service
人事・総務総局	Personnel and Administration DG
翻訳局	Translation Service

資料出所：欧州委員会

特集・拡大するEUの現状と課題

⑥ 欧州会計監査院

閣僚理事会によって任命された25人の委員(各加盟国から1人)で構成される。業務の効率を考慮して特定のタイプの報告書や意見採択については数人の委員で行うことができる。欧州会計監査院は、歳入が遺漏なく徴収され、歳出が合法かつ正常な方法で行われているか、また、財務管理の健全性を監査する。

⑦ 経済社会評議会

経済社会評議会は雇用者(使用者)、労働者、その他の利益分野(農民、職人、中小企業・中小製造業、専門職者、消費者代表、科学・教育関係者、共同組合、環境保護運動など)の3つのグループを代表する評議員により構成される。評議員の数は旧加盟15ヵ国からの222人(拡大後も15ヵ国の評議員数に変更なし)に加え、資料7の通り新規加盟国から増員するかたちとなり、25ヵ国317人。欧州議会、欧州理事会および欧州委員会において経済的・社会的政策に関する決定が採択される前に、EU基本条約137条(資料8)にもとづく同評議会への諮問が行われる。

⑧ 地域委員会

地域委員会は加盟各国内の自治体、地域当局の代表委員222人および同数の代理委員により構成されている。閣僚理事会あるいは欧州委員会は、教育、交通・電気通信・エネルギーの欧州

資料6 欧州連合理事会における各加盟国の票数

国名	各国定数
ドイツ、フランス、イタリア、英国	29
スペイン、ポーランド*	27
オランダ	13
ベルギー、チェコ*、ギリシャ、ハンガリー*、ポルトガル	12
オーストリア、スウェーデン	10
デンマーク、アイルランド、リトアニア*、スロバキア*、フィンランド	7
キプロス*、エストニア*、ラトビア*、ルクセンブルグ、スロベニア*	4
マルタ*	3
計	321

★は2005年5月1日に新加盟した10ヵ国
資料出所：欧州委員会

横断ネットワークなど地域の利害が関係する領域の問題について、地域委員会に諮問する。

⑨ 欧州投資銀行

欧州投資銀行は、EUの目的に沿った投資に資金を供与するために設立された。法人格を持つ同銀行は、財政的には独立しており、EU加盟国の共同出資によって成り立っている。同銀行は非営利貸付機関として、金融市場への投資からの収益を、インフラ整備や産業・中小企業の国際競争力向上に関するプロジェクトへの融資など、EUの政策推進に還元する。

⑩ 欧州中央銀行

欧州中央銀行は、ユーロ参加各国(12ヵ国)の中央銀行と共に、物価の安定を第一目標とする欧州中央銀行制度に属している。同制度の基本任務は、ユーロ圏の金融政策の策定と実施、加盟国の外国為替オペレーション、外貨準備金の保有と管理、および決済制度の円滑な運営の促進である。

II. EU法の制定と労働関係

1. EUの目的と規定対象範囲

EU基本条約(ニース条約のうち欧州共同体設立条約)は2条でEU(より正確には、欧州共同体)の目的・使命を定めている(資料8)。

資料7 経済社会評議会の加盟各国の評議員数

国名	各国定数
ドイツ、フランス、イタリア、英国	24
スペイン	21
ベルギー、ギリシャ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スウェーデン	12
デンマーク、アイルランド、フィンランド	9
ルクセンブルグ	6
15ヵ国	222
ポーランド*	21
ルーマニア*	15
ブルガリア*、チェコ*、ハンガリー*	12
リトアニア*、スロバキア*	9
エストニア*、ラトビア*、スロベニア*	7
キプロス*	6
マルタ*	5
27ヵ国計	122
注)	344

* 2004年5月1日より新規加盟した10ヵ国。

※ 2007年に加盟予定の候補国。

資料出所：欧州委員会

そこには、直接に、労働関係に関する言及として、「高水準の雇用および社会的保護、男女平等」、「生活水準および生活の質の向上」などの「促進」が挙げられている。

欧州連合理事会は、EU基本条約が定めるこうしたEUの設立目的の範囲で立法権をもつ。そして、基本条約3条では、EUの活動には以下の事項が含まれる旨、規定されている。

- (a) 加盟国間の物〔＝財貨〕の輸出入における関税および数量規制、ならびにこれらと同等の効果をもつ他のすべての措置の撤廃
- (b) 通商政策
- (c) 加盟国間の物、人、サービスおよび資本の移動の自由に対する障壁の撤廃を特徴とする域内市場
- (d) 第IV編（ビザ・入国管理・亡命・人の移動の自由に関するその他の規定）に定める域内への入国と移動に関する措置
- (e) 農漁業分野における共通政策
- (f) 交通分野における共通政策
- (g) 域内市場において競争が歪められないことを確保する制度
- (h) 共通市場の運営に必要なレベルの加盟国国内法の近似化
- (i) 共同雇用政策の開発により効果を高めることに視点を置いた、加盟諸国の雇用政策の調和促進
- (j) 欧州社会基金を含む社会的分野における政策
- (k) 経済的・社会的結合の強化
- (l) 環境分野における政策
- (m) 共同体産業の競争力強化
- (n) 研究および技術開発の促進
- (o) 欧州横断交通ネットワークの確立および開発の促進
- (p) 高水準の健康保護の達成への貢献
- (q) 質の高い教育・訓練および加盟国の文化繁栄のための貢献

- (r) 開発協力分野の政策
- (s) 貿易促進、経済および社会の発展を共同で促進させるための第3国・地域との連携
- (t) 消費者保護の強化への貢献
- (u) エネルギー、市民保護および観光分野の措置

これらの一般的規定を受けて、労働関係の具体的内容は「XI編 社会的政策、教育、職業訓練、青年」とくに「1章 社会的規定」（136～145条）で詳細に規定されている（資料8）。

その内容は、きわめて詳細かつ具体的なものである。ここで繰り返すことはしないが、一点、読者の注意を喚起しなければならないことがある。それは、EU（より正確には欧州共同体）は労働関係のあらゆる分野について規制したり、法制化したりできるわけではなく、重大な制約があるのだということである。

その制約とは、EUが拠って立つ「補完原則」と関連して、137条4にある「自らの社会保障制度の基本的原則を決定する加盟国の権利を侵害してはならない」、および、同条5の「本条の規定は、賃金、団結権、ストライキを打つ権利〔＝ストライキ権〕、ロックアウトを〔労働者に対して〕強行する権利〔＝ロックアウト権〕には適用されない」という規定に関わるものである。

つまり、EUは、社会保障制度、賃金、団結権、スト権に関しては独自の決定や法制化をする権限を与えられていない、という事実である。この問題は、従来から、欧州労連（ETUC）と傘下労組の多くが批判し、改革を要求している、EUが抱える重大な矛盾であり、そのあり方をめぐる争点である。現在、批准手続中のEU憲法条約にも、こうした制約が改革されないまま引き継がれており、労働組合運動の大きな部分が、憲法条約（批准）に反対する理由の核心的内容となっている。

2. EU法の形態

欧州裁判所で審理の対象となるEU法として

特集・拡大するEUの現状と課題

法的効力を認められているのは以下のものである。

①広義のEU基本条約（欧州共同体設立条約のみでなく、欧州連合条約なども含んでのニース条約など）

②共同体立法——規則（Regulation）、指令（Directive、「命令」とも訳される）、決定（Decision）、勧告（Recommendation）、意見（Opinion）

③欧州裁判所の判例

④加盟国に共通する法の一般原則

以上のうち、EU内で企業や個人を直接・間接に規制したり法的効力を及ぼす法律は共同体立法であり、基本条約の二次法という位置を占める。そして、規則、指令、決定は法的拘束力を持つが、勧告、意見は法的拘束力をもたない。EU基本法249条はこれらの共同体立法の拘束力等について、次のように定めている。

「249条 理事会と共同して行為する欧州議会、理事会、〔欧州〕委員会は、その任務を遂行するために、かつ、本条約の規定に従って、規則を策定し、指令を発し、決定を下し、勧告を行い、意見を述べる。

規則は、全般的に適用される。規則は、その全体において義務的であり、かつ、すべての加盟国において直接適用される。

指令は、達成されるべき結果について、当該指令が差し向けられる各加盟国を拘束するが、方式および手段の選択は加盟国当局に委ねられる。

決定は、それが宛先とする受領者に対し、その全体において義務的である。

勧告および意見は、一切の拘束力を持たない」

労働関係分野の諸問題は一般に指令で規定される（これまで採択された主な労働関係指令は資料9の太字記載部分）。労働関係の指令も上記

のEU基本法249条にもとづいて各加盟国の責任で国内法化などの措置がとられるので、指令の規定する内容（労働条件・基準等）は加盟国にとって、順守すべき最低限要請であり、労働者にとって、最低基準あるいは最低保障の役割を果たす。

直接の立法手続きではないが、欧州委員会が法案策定から、採択あるいは廃案に至る過程を促進するために、通達（コミュニケーション）を出すことがある。通達は法的拘束力をもたない。

3. EU法の制定プロセス

EU法の制定過程では、欧州委員会が唯一、法案提出権限をもち（欧州連合理事会が原案を提起する場合もある）、欧州理事会と欧州議会が制定する権限を共有している。条約に定められている項目分野ごとに意思決定手順に差異がある。

EU法制定過程には主に以下の3つの手続きが適用される。

① 諮問手続き

EUの基本的な政策決定プロセスは次のとおりである。欧州委員会が法案を欧州連合理事会に提出し、欧州議会は同理事会からの諮問〔＝協議〕要請に従い、意見を同理事会に提出する。同理事会は全会一致あるいは特定多数決で法案を採択する。

② 共同決定手続き

欧州委員会の提出した法案に対し、欧州議会と欧州連合理事会との間に見解の相違がある場合には、欧州議会と欧州連合理事会からの同数の代表で構成される調停委員会による協議段階が設定されており、最終的に欧州議会が拒否権を行使できる。同手続きでは、欧州議会は欧州連合理事会とほぼ同等の権限をもつ。

4. EU法制定と労働組合

以上に見てきたとおり、EU法を制定するうえで、直接に決定権限をもつのは、欧州理事会および欧州連合理事会（欧州閣僚理事会とも呼ばれる。現在、取り扱う分野別に9種類の理事会会議がある）である。制定プロセスでいえば、欧州委員会が法案提出権を、欧州議会が共同決定権をもっている。これらの権限は労働関係法制についても、当然、あてはまる。

労働関係法制という視点からみれば、欧州連合理事会としては、「雇用・社会的問題・保健・消費者問題」理事会会議が管轄し、決定権限をもって執行している（ただし、基本的には、管轄する各欧州連合理事会会議が法制を決定・採択するものの、開催のタイミングなどの事情によっては、九つのどの欧州連合理事会会議でも、管轄分野以外の法令も決定・採択できるしくみになっている）。法案提出権をもち、行政執行にあたる欧州委員会内では、「雇用・社会的問題・機会均等総局」が、直接の労働関係問題の担当部局である（資料5の太字部分）。

こうした、法制をふくむEUの労働関係問題の政策の決定・採択への労働組合の関与権は、次のようなものである。第1は、EU基本法137条2項、140条、141条3項などに規定されている経済社会評議会への諮問（協議）を通じての関与権である（資料8）。

第2に、同138条に規定されている、欧州委員会による法案提出前の労・使への諮問（協議）に際しての関与権である（資料8）。以上の関与権（欧州委員会への、労働組合との協議の義務付け）のほかに、欧州レベルの使用者側と労働者側の協議・対話（いわゆる「労使対話＝ソーシャル・ダイアログ」）の道が開かれており、欧州委員会はこれを促進することを義務づけられている（同138条1項、139条1項など）。

このようにEUにおいては、労働組合が労

働者の利益代表としての代表制を公認されている（ただし、EU自体が社会保障制度、賃金、団結権、スト権に関しては独自の決定や法制化をする権限をもたないという重大な制約があることは1で触れたとおりである）。そして、EUレベルの利益代表として、諮問機関の資格を公認されているのは、労働者側では欧州労連（ETUC）であり、使用者側では、欧州産業連盟（UNICE）、欧州公共企業センター（CEEP）である。

欧州労連（欧州労働組合連盟＝European Trade Union Confederation）は、1973年2月に結成され、現在、34ヵ国、76の加盟労働組合、11の（欧州レベル）産業別労組によって構成され、加盟人員は約6000万人である。このほかに、オブザーバー参加が2労組ある。本部は、ベルギーのブリュッセルに置かれ、書記長はイギリスのTUC（英労働組合会議）出身のジョン・モンクス氏が務めている。なお、EUの平均労働組合組織率は新加盟国を含む25ヵ国で26.4%、旧加盟15ヵ国で27.3%（いずれも2001年）である。

資料8 EU基本条約（欧州共同体設立条約＝ニース条約）の労働関係条項を抄訳（英文テキストから訳出）

2条

共同体は、共同市場および経済・通貨同盟の設立、ならびに、3条および4条にうたわれた共通の政策あるいは活動の実施をつうじて、共同体全域で、経済活動の調和的で、均衡のとれた、持続可能な発展、高水準の雇用および社会的保護、男女平等、持続的でインフレを伴わない成長、高度の競争力および経済的成果における高いレベルでの取れん、環境の質の高度な保護・向上、生活水準および生活の質の向上、加盟国間における経済的および社会的な結束と連帯、を促進することを、その使命とする。

XI編 社会的政策、教育、職業訓練、青年

1章 社会的規定

136条

共同体および加盟国は、1961年10月18日にトリノで調印された「欧州社会的憲章」、および、「労働者の社会的基本権に関する1989年共同体憲章」〔＝いわゆる「欧州社会憲章」〕に規定された社会的基本権を考慮して、雇用の促進、向上を維持しつつ生活条件および労働条件の調和を可能にするためのこれらの条件の改善、適切な社会的保護、経営者と労働者の間の対話、高水準の雇用の継続および社会的排除撲滅のための人的資源の開発、を目的とする。

特集・拡大するEUの現状と課題

この目的を達成するため、共同体および加盟国は、国内慣行—とりわけ契約関係の分野における国内慣行—の多様な形態、および、共同体経済の競争力維持の必要性、を考慮に入れた措置をとる。

共同体および加盟国は、このような発展は、社会的制度の調和を促進するような共同市場の機能から生じるだけでなく、本条約に規定されている諸手続き、および、法律、規則、行政行為の近似化からも、生じると考える。

137条

- 1、136条の目的を達成するために、共同体は次の諸分野における加盟国の活動を支援し、補完する。
 - (a) 労働者の健康と安全を守るための、とりわけ労働環境の改善
 - (b) 労働条件
 - (c) 労働者の社会保障および社会的保護
 - (d) 労働契約終了に際しての労働者保護
 - (e) 労働者に対する情報提供および協議
 - (f) 労働者と使用者の利益の代表および集団的擁護—共同決定を含み、本条5を前提とする
 - (g) 共同体領内に適法に居住する第三国国民の雇用条件
 - (h) 150条に抵触することなく労働市場から排除された人々の労働市場への統合
 - (i) 労働市場における機会および労働待遇における男女平等
 - (j) 社会的排除の撲滅
 - (k) (c) 項に抵触しない、社会的保護の現代化

- 2、この目的のために、理事会は、

- (a) 知識の向上、情報および優れた慣行の交流の推進、革新的なアプローチの促進、経験の評価、を目的とするイニシアチブを通じて—加盟国の法律および規則のいかなる調和をもすることなしに—加盟国間の協力を促進するための措置を採用することができる。
- (b) 加盟各国に普及している条件および技術的規則を考慮しつつ、1 (a) ~ (j) に挙げた分野において、指令によって、段階的实施に関する最低要件を採用することができる。これらの指令は、中小企業の設立および発展を阻害するような行政的、金融的、法律的制約を課するものであってはならない。

理事会は—欧州議会および経済社会評議会に諮問した後、欧州委員会の提案にもとづいて全会一致で行為する本条1 (c)、(d)、(f)、(g) に挙げられた分野を除いて—経済社会評議会および地域委員会に諮問した後、251条に規定された手続きに従って行為する。理事会は欧州議会に諮問した後、欧州委員会の提案にもとづいて全会一致で行為しつつ、本条1 (d)、(f)、(g) に適用される、251条に規定された手続きをとることを決定できる。

- 3、加盟国は2に従って採択された指令の実施を、使用者側と労働者側の共同の要請にもとづいて、両者に付託することができる。

この場合—当該加盟国は、指令によって課されている結果を保障する立場にいつでも立てるようにする必要なあらゆる措置をとることを要請されているので—249条に従って、指令が国内措置に転換〔＝国内法化あるいは国内措置化〕されなければならない期日までに、使用者側と労働者側が必要な措置を協約によって導入し終えることを確保する。

- 4、本条に従って採用される規定は、
—自らの社会保障制度の基本的原則を決定する加盟国の権利を侵害してはならない。
—加盟国が本条約と両立する、より厳格な保護的措置を維持し、あるいは、導入することを妨げてはならない。

- 5、本条の規定は、賃金、団結権、ストライキを打つ権利〔＝ストライキ権〕、ロックアウトを〔労働者に対して〕強行する権利〔＝ロックアウト権〕には適用されない。

138条

- 1、委員会は、共同体レベルでの使用者側と労働者側の協議を促進する任務を負い、かつ、当事者双方へ均衡のとれた支持を確保することによって、両者間の対話を容易にする措置をとらなければならない。
- 2、この目的のために、委員会は、社会政策分野における提案を行う前に、共同体行為の考えられる方向について、使用者側および労働者側に諮問する。
- 3、そのような諮問の後、もし、委員会が共同体行為が望ましいと考える場合には、委員会は、想定される提案の内容について使用者側および労働者側に諮問する。使用者側および労働者側は、委員会に意見、あるいは、それが適当な場合には、勧告を提出する。
- 4、こうした〔前項の〕諮問に際して、使用者側および労働者側は、139条に規定された手続きを開始したいという自らの要望を、委員会に通告することができる。この手続きの期間は、当該使用者側と労働者側、および、委員会が一致してその延長を決定する場合を除き、9ヵ月を超えることはできない。

139条

- 1、使用者側と労働者側が望むならば、共同体レベルの両者間の対話は、協約を含む契約関係に進めることができる。
- 2、共同体レベルで締結された協約は、使用者側と労働者側、および、加盟国に特有の手続きと慣行に従って、あるいは、137条に含まれる事項については、署名当事者の共同要請を受け、委員会提案にもとづく理事会の決定によって、実施されなければならない。
当該協約が137条(2)に挙げられた領域のいずれかに関連する規定を1つ以上含んでいる場合—この場合は、理事会は全会一致で議決するが—を除き、理事会は、特定多数決により議決する。

140条

136条の目的を達成するために、かつ、本条約の他の規定に抵触することなく、委員会は、本章に規定されるすべての社会的政策の領域において、とりわけ次の諸事項において、加盟国間の協力を奨励し、かつ、加盟国間の行為の調整を奨励にする。

—雇用

- 労働法および労働条件
- 初級職業訓練および高等職業訓練
- 社会保障
- 労働災害および職業病の予防
- 労働保健衛生
- 団結権および労使間の団体交渉

この目的のため、委員会は、国内レベルで生じる問題および国際組織に関わる問題の双方について調査を行い、意見を伝達し、かつ協議を行うことによって、加盟国と密接な関係を保ちながら行為する。

委員会は、本条に規定される意見を伝達する前に、経済社会評議会に諮問する。

141条

〔本条中、とくに断らないかぎり、賃金の前語はpay〕

- 1、各加盟国は、同一労働あるいは同一価値労働に対する男女同一賃金の原則が適用されるように確保する。
- 2、本条の適用上、「賃金 (pay)」とは、使用者から労働

者に対し、雇用に関して現金または現物で、直接または間接に支払われる、通常の、基本賃金 (basic wage)・基本給与 (basic salary)、あるいは、最低賃金 (minimum wage)・最低給与 (minimum salary)、および、その他のすべての報酬 (considerations) を意味する。

性にもとづく差別のない、平等な賃金とは、以下のことを意味する。

- (a) 出来高払い賃金は、同一の計算単位にもとづいて算出されること。
- (b) 時間払い賃金は、同一の仕事 (job) について同一とすること。

3、理事会は、第251条に規定される手続きに従い、かつ、経済社会委員会に諮問した後、同一労働あるいは同一価値労働に対する男女同一賃金の原則をも含む、雇用および職業における男女機会均等原則ならびに均等待遇原則の適用を保障するための措置を採択するものとする。

4、労働生活における男女間の実際的な完全平等を確保することを目的として、均等待遇原則は、不均等な状態に置かれている性の成員が職業的成功 (occupational career) を追求し、あるいは、職業生活上の不利益を回避し、または、この不利益の補償を受けることを容易にするために、特別の利益を供与する措置を加盟国が維持し、あるいは、導入することを妨げない。

142条

加盟国は、有給休暇諸制度間の現行の等価値性を維持するように努力する。

143条

委員会は、共同体における人口統計的状况も含めて、136条の目的の達成の進捗について、毎年、報告書を作成する。委員会は、当該報告書を欧州議会、理事会、経済社会評議会に提出する。

欧州議会は、委員会に対して、社会的状況に関する特定の問題についての報告書を作成するように要請することができる。

144条

理事会は、加盟国間の、および、委員会との間の、社会的保護政策に関する協力を推進するために、欧州議会への諮問を経て、諮問機関の地位をもつ社会的保護委員会を設置する。同委員会の任務は次のとおりである。

- 加盟国および共同体における社会的状況と社会的保護政策の推移を監視する。
- 加盟国間の、および、委員会との間の、情報、経験、優れた慣行の交流を促進する。
- 207条に抵触することなしに、その権限の範囲内で、理事会あるいは委員会の要請に応じて、あるいは、自らのイニシアチヴで、報告を準備し、意見を定式化し、他の仕事を引き受ける。

自らの任務を遂行するために、同委員会は使用者側および労働者側との適切なコンタクトを確立する。

各加盟国および委員会は同委員会のメンバー2人を任命する。

145条

委員会は、共同体内部における社会的状況変化に関する章を、欧州議会に提出する年次報告の中で、別立てで、設けなければならない。

欧州議会は、社会情勢に関するあらゆる特定の問題についての報告書の作成を、委員会に要請することができる。

資料9 欧州統合の歩み——労働関係 (主な指令を含む) を中心とした略年表 (太字は「指令」を中心とした重要事項) (作成 宮前忠夫)

- 1946年9月19日 チャーチル英首相がヨーロッパ合衆国構想を提唱
- 1951年4月18日 ベルギー、ドイツ連邦共和国、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6カ国がE C S C設立条約(パリ条約)に調印。52年8月10日、業務に着手
- 1955年6月1-2日 E C S C外相会議が「メッシーナ宣言」を採択。欧州経済共同体 (E E C) および欧州原子力共同体 (E A E C = Euratom) の創設を決定 [メッシーナはイタリア南部にある都市]
- 1957年3月25日 E E C設立条約 (第1ローマ条約) およびE A E C設立条約 (第2ローマ条約) 調印。調印国はE C S C加盟6カ国
- 1958年1月1日 ローマ条約発効
- 1965年4月8日 欧州3共同体 (E C S C、E E C、Euratom) の理事会および執行機関を統合する条約 (ブリュッセル条約) が調印される
- 1967年7月1日 ブリュッセル条約発効により、単一閣僚理事会、単一委員会 (E C委員会) 発足。以後3共同体は欧州共同体 (E C) と総称される
- 1968年10月15日 労働者の域内自由移動の権利を原則的に認める「共同体内における労働者の移動の自由に関する理事会規則」(1612/68/EEC) が採択される
- 1970年1月1日 対外通商政策に関する権限が加盟国からE Cに移行
- 1972年4月24日 通貨の「トンネルの中のスネーク (蛇)」制度開始。加盟国通貨間の交換レートの変動幅を2.25%以内とする
- 1973年1月1日 デンマーク、アイルランド、イギリスが加盟し、E Cは9カ国に拡大
- 1973年2月 欧州労連 (E T U C) が結成される
- 1973年3月11-12日 アイルランド、イタリア、英国が通貨「スネーク」制度を離脱。蔵相会議、固定レートによる対ドル共同変動相場制を決定
- 1974年1月21日 雇用・社会問題担当相理事会が「共同体の社会行動計画」を採択。①雇用問題、②生活・労働条件の調和、③E C社会・経済政策の決定への労使の参加、という3分野がE Cの活動対象となる
- 1975年2月10日 「男女同一賃金原則の適用についての加盟国法制の近似化に関する指令」(75/117/EEC) が採択される
- 1975年2月17日 「集団解雇 (=大量解雇) に関する加盟国の法制の近似化に関する指令」(75/129/EEC) が採択される (後に改定され、92/56/EEC、98/59/EC)
- 1975年3月10-11日 初めての欧州理事会が開かれる
- 1977年2月14日 「企業譲渡の際の労働者の権利の保護に係る加盟国法制の近似化に関する指令」(77/187/EEC、いわゆる「既得権指令」) が採択される (後に改定され 98/50/EC、2001/23/EC)
- 1977年7月1日 加盟9カ国間の関税撤廃
- 1978年12月19日 「社会保障分野における男女均等待遇原則の実施の促進に関する指令」(79/7/EEC) が採択される
- 1979年3月13日 欧州通貨制度 (E M S) 発足
- 1979年6月7-10日 加盟9カ国で直接普通選挙による初めて

特集・拡大するEUの現状と課題

1980年10月20日	の欧州議会選挙実施 「使用者の支払い不能の際の労働者の権利の保護に係る加盟国の法制の近似化に関する指令」(80/98/EEC、いわゆる「賃金確保指令」)が採択される(後に改定され2002/74/EC)	1995年1月1日	にも拡張適用する指令97/74/ECに改定) オーストリア、フィンランド、スウェーデンがEUに加盟
1980年11月27日	「危険有害物質による汚染の危険からの労働者の保護に関する指令」(80/1107/EEC)が採択される	1995年3月26日	シェンゲン協定発効。ベネルクス3国、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガルの間で旅券審査廃止
1981年1月1日	ギリシャが加盟	1995年10月7日	「欧州の雇用戦略——進歩と展望」と題する通達を欧州委員会が採択
1984年9月26日	ECと中国、通商・経済協力協定に調印	1995年12月14日	欧州レベルの労使が育児休業に関する労働協約に調印
1986年1月1日	スペイン、ポルトガルが加盟、加盟国は12カ国に	1996年6月3日	「UNICE(欧州産業連盟)、CEEP(欧州公共企業センター)、ETUC(欧州労連)によって締結された育児休業に関する枠組み労働協約についての指令」(96/34/EC)が採択される(上記の、欧州レベル労使による育児休業労働協約を指令として採択)
1986年2月7日、28日	単一欧州議定書、加盟12カ国政府により調印	1996年12月13-14日	欧州理事会、欧州経済通貨同盟(EMU)のための安定成長協定に合意、ユーロ紙幣のデザインが一般公開される。EU首脳、国際犯罪撲滅に取り組む意思を公約
1986年7月24日	「職域社会保障制度における男女均等待遇原則の実施に関する指令」(86/378/EEC)が採択される	1997年6月6日	欧州レベルの労使がパートタイム労働に関する労働協約に調印
1986年12月11日	「農業を含む自営業に従事する男女の均等待遇原則の実施および妊娠中または出産後の自営業の女子の保護に関する指令」(86/613/EEC)	1997年12月7日	「パートタイム労働に係る欧州レベルの労働協約をEU法に転換する指令」(97/81/EC)が採択される(後に改定され98/23/EC)
1987年7月1日	単一欧州議定書発効	1997年12月15日	「男女同一賃金および均等待遇の分野における举证責任に関する指令」(97/80/EC)が採択される
1989年6月12日	「労働者の安全衛生の改善を促進する措置の導入に関する指令」(89/391/EEC)が採択される	1999年1月14日	欧州レベルの労使が有期雇用に関する労働協約に調印
1989年12月8-9日	欧州理事会が「欧州社会憲章」をイギリスを除く11カ国で採択	1999年6月28日	「UNICE(欧州産業連盟)、CEEP(欧州公共企業センター)、ETUC(欧州労連)によって締結された有期雇用労働に関する枠組み労働協約についての指令」(1999/70/EC)が採択される
1990年6月28日	「職場の発がん性物質暴露リスクからの労働者の保護に関する指令」(90/394/EEC)が採択される	1999年1月1日	欧州単一通貨、ユーロが誕生
1990年10月3日	ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の間のドイツ統一に関する条約発効	1999年5月1日	アムステルダム条約発効
1990年10月8日	イギリスがEMSに参加	2000年12月7日	欧州基本権憲章を欧州理事会が採択
1991年6月25日	「アスベストに曝される危険からの労働者の保護に関する指令」(91/382/EEC)が採択される	2001年1月1日	ギリシャ、12番目のユーロ参加国となる
1991年6月24日	蔵相理事会、VAT(付加価値税)とアルコール、たばこ、鉱油に対する物品税の調和で大きく前進。1993年よりVATの標準税率は15%以上となる	2001年7月18日	欧州委員会が「企業の社会的責任(CSR)に関する欧州の枠組みを促進する」と題したグリーン・ペーパー(CSR緑書)を発表
1991年10月4日	「雇用契約または雇用関係に適用される条件を労働者に情報提供する使用者の義務に関する指令」(91/553/EEC)が採択される	2001年10月8日	「労働者の関与に関して欧州会社法を補完する指令」(2001/86/EC)が採択される
1993年1月1日	単一市場始動	2002年1月1日	ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
1993年11月1日	欧州連合条約(マーストリヒト条約)発効により、欧州連合(The European Union=EU)創設	2002年3月11日	「EUにおける労働者への情報提供および協議の一般的な枠組みを設定する指令」(2002/14/EC、いわゆる一般労使協議会指令)が採択される
1993年11月23日	「労働時間編成の一定の側面に関する指令」(93/104/EC、いわゆる「労働時間指令」)が採択される(後に改定・拡張適用され1999/63EC、2000/34EC、2000/79ECを経て、2003/88/EC)	2002年7月2日	欧州委員会が「企業の社会的責任に関する委員会通達——持続的発展への企業の貢献」を発表
1993年12月5日	「成長、競争力、雇用に関する白書」(COM(93)700)、いわゆる「ドロール白書」を欧州理事会が発表	2003年1月30日	「労働者の関与に関して欧州協同組合法を補完する指令」(2003/72/EC)が採択される
1994年6月22日	「職場における年少者の保護に関する指令」(94/33/EC)が採択される	2003年2月1日	ニース条約発効
1994年7月27日	欧州委員会が「欧州社会政策に関する白書」(COM(94)333)を発表	2003年6月13日	「欧州の将来に関するコンベンション」が欧州憲法(制定)条約草案を採択
1994年9月22日	「共同体規模の企業または企業グループにおける従業員に対する情報提供、協議のための欧州労使協議会または(それに代替する)手続きの設置に関する指令」(94/45/EC、いわゆる「欧州労使協議会指令」)が採択される(97年にイギリス	2004年5月1日	チェコ、エストニア、キプロス(ギリシャ系)、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキアがEUに加盟

- 2004年10月29日 欧州憲法（制定）条約調印
2004年12月13日 「物（＝財貨）とサービスへのアクセス
および（物とサービスの）供給における
男女平等待遇原則の実施に関する指令」
（2004/113/EC）が採択される
2005年2月8日 欧州委員会が、国境を越えて運行する列
車運転しに関する労働時間指令案（欧州
レベルの鉄道サービス部門労使が締結し
た労働協約を指令に転換する内容）を発
表
2005年3月8日 「雇用・社会的問題・機会均等総局」担
当のシェビドゥラ欧州委員が欧州男女平
等问题研究所の設立を提案
2005年4月8日 欧州委員会がリストラと雇用に関する通
達を発表
2005年5月11日 欧州議会が、欧州委員会が2004年9月22
日提出し、制定手続中の労働時間指令改
定案のうち、時間外労働を含む就労同時
時間の上限48時間の選択的除外（オプタ
ウト）を容認する各項を撤廃する修正案
を可決（この項は2005年5月22日現在で
記載）

〔①資料データ類は、とくに断らない限り、2005年3月現
在、②訳出は英文テキストを使い、資料を含め、すべて宮前
による、③「EUの機構と機関」に関しては駐日欧州委員会
代表部による解説と資料を参考にし、資料の一部を引用さ
せていただいた〕

（みやまえ ただお・会員・欧日問題研究者）

21世紀の世界を動かすAALAの清新な息吹をつかむ

アジア・アフリカ・ラテンアメリカ

いまこの世界を どう見るか

不破哲三著

アジア・アフリカ・ラテンアメリカ——そ
の過去・現在・未来に焦点を当てて、
躍動する今日の世界を多角的に語り、自主・平和の外交
が持つべき国際的視野を明らかにする。大きな反響を呼
んだ日本AALA創立記念講演（4月）は、本書で初めて
発表するもの。他に、アジア政党国際会議の報告、第二
次大戦終結60周年をめぐる世界論など。

〈A5判〉定価1155円（税込）送料210円

アジア・アフリカ・ラテンアメリカ
いまこの世界を
どう見るか
不破哲三



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402〔営業〕郵便振替00130-0-13681

新日本出版社